

県の人材確保対策について

1. 介護人材の不足状況について

介護職員の必要数は今後更に増加することが予想されており、現在の離職率や入職者数を元に介護職員数（供給数）を推計した場合、大幅な不足が生じる見込みである。

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数
（平成30年5月21日公表、厚生労働省）

		千葉県			
		必要数	供給数	不足数	充足率
実績値	2016年度		76,792人	—	
推計値	2020年度	94,435人	79,868人	▲14,567人	84.6%
	2025年度	109,785人	81,399人	▲28,386人	74.1%

- ・ 需要推計：第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込量等に基づく推計
- ・ 供給推計：現状推移シナリオ（近年の入職、離職の動向等を反映）による推計

2. 平成30年度介護労働実態調査結果（令和元年8月9日公表（公財）介護労働安定センター）

1 訪問介護員、介護職員の1年間（H29.10.1～H30.9.30）の採用率と離職率（千葉県）（%）

		回答事業所数	採用率 （ ）は全国	離職率 （ ）は全国	離職者の勤続年数			
					1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	
2 職種計	訪問介護員と介護職員	223	24.1（18.7）	16.9（15.4）	41.7	28.3	30.0	
	就業形別	正規職員	190	24.6（17.0）	17.5（14.6）	41.2	29.6	29.3
		非正規職員	195	23.5（20.6）	16.3（16.2）	42.2	27.1	30.7
職種別	訪問介護員	83	16.9（16.7）	13.2（13.3）	37.9	22.2	39.9	
	介護職員	168	27.4（19.5）	18.6（16.2）	43.0	30.4	26.7	

- ・ 2職種計の会合次長所数については、訪問介護員、介護職員の両者に回答があっても一つの事業所としてカウントするので、職種別の合計と一致しない。

2 従業員の過不足感（%）

	当該職種のある事業所数	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	不足感 ①+②+③
全体でみた場合	207	15.5	22.7	30.9	30.9	—	69.1
訪問介護員	88	30.7	30.7	22.7	15.9	—	84.1
介護職員	171	13.5	27.5	29.8	27.5	1.8	70.8

- ・ 【参考】上表に記載していない職種（サービス提供責任者、看護職員、生活相談員、PT・OT・ST等、介護支援専門員）の不足感①+②+③は、19.7%～42.4%

3. 外国人介護人材の受入に係るアンケート調査結果について（一部抜粋）

○調査概要

- (1) 調査目的：本県における外国人介護職員の実態把握及び各施設関係者の意識調査を目的に実施
- (2) 調査期間：平成30年6月22日～7月13日
- (3) 調査方法：千葉県社会福祉法人経営者協議会、千葉県老人保健施設協会等の団体を通じ、入所施設を運営する法人544団体にアンケートを送付
- (4) 回答数：182団体 回答率 33.5%

問3 外国人材受入の有無

区分	回答数	割合
受け入れている	62	34.1%
受け入っていない	120	65.9%

問4-1 国・地域別、受入事由別外国人介護職員数（※問3の受入62法人が対象）

国・地域	EPA	定住永住	留学生	その他	計
フィリピン	20	90	3	1	114
ベトナム	35	7	31	1	74
インドネシア	25	2			27
その他		47	9	6	62
計	80	146	43	8	277

問4-2 外国人介護職員が実施している業務※

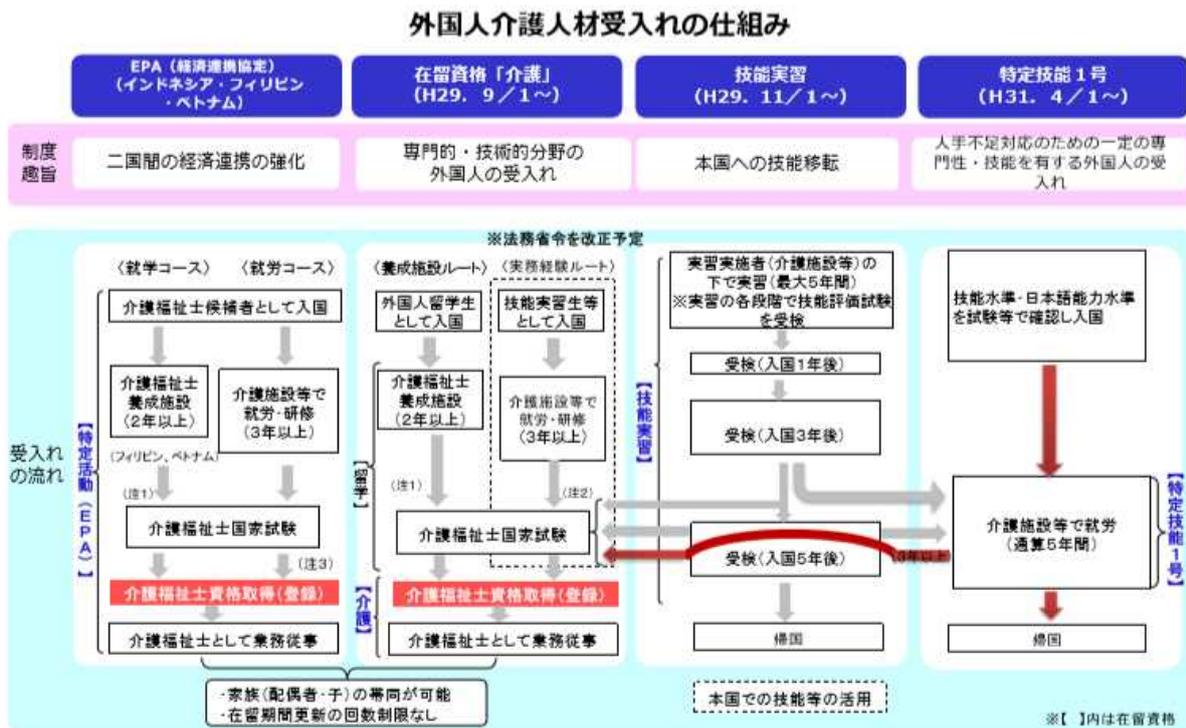
	回答数	割合
食事介助	58	93.5%
排泄介助	57	91.9%
入浴介助	54	87.1%
記録（短い文書記録）	39	62.9%
業務の引継ぎ	27	43.5%
ITでの1人業務	20	32.3%
その他	13	21.0%

問5 外国人介護人材を今後受け入れるかどうか

	回答数	割合
積極的に受け入れたい	58	31.9%
いずれは受け入れたい	70	38.5%
受け入れるつもりはない	14	7.7%
わからない	36	19.8%
無回答	4	2.2%

問4-4受入の課題
 ・介護記録等日本語の読み書きが難しい
 ・利用者や職員とのコミュニケーションが十分できないことがある。
 ・経費がかかる。
 ・受入ルートに不安がある

【参考】厚生労働省ホームページ資料「外国人介護人材の受入れ」



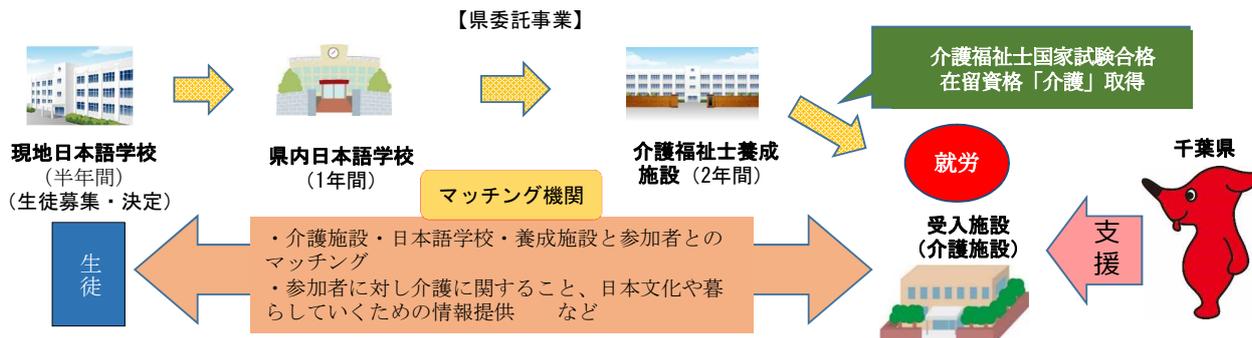
※【 】内は在留資格
 (注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 (注3)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

4. 外国人介護職就業促進事業（令和元年度新規事業）

1) 千葉県留学生受入プログラム

① マッチング支援

県がマッチング機関に委託して、安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地の日本語学校から施設の就労までをしっかりとつないでいく。



② 学費及び居住費の支援

現地日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生（候補者）の学費等に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその一部を補助する（対象者170人）。

事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金	左のうち県からの補助金	介護福祉士等修学資金貸付制度貸付金
現地日本語学校（5校）	学費	120,000円	60,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			800,000円
	居住費	360,000円	180,000円	

【注】

- ・現地日本語学校の学費支援については、今年度は協定を締結したベトナム5校のみ
- ・養成施設における学費は、介護福祉士等修学資金貸付制度を活用

4. 外国人介護職就業促進事業（令和元年度新規事業）

2) 千葉県外国人介護人材支援センターの設置

外国人介護職員や介護分野への就職を目指す留学生が生活や仕事上の悩みについて相談できる「外国人介護人材支援センター」を、千葉県社会福祉協議会に委託して設置した。

業務内容

- ①英語やベトナム語での対応が可能な外国人支援コーディネーターによる相談（窓口、電話、メール、訪問相談）
- ②外国人介護職員を対象としたメンタルヘルスセミナー
- ③外国人介護職員等の交流会
- ④外国人介護職員を受け入れる事業者を対象としたセミナー

3) 外国人技能実習生への日本語学習に係る支援

介護施設が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る費用について助成する。

4) 外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修

パワハラ等での離職を防ぐため、施設職員を対象とした研修を実施する。

<センター開所のチラシ>

【参考】介護人材確保対策事業について（健康福祉指導課所管分）

介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職の魅力発信、外国人介護人材の就業促進などに総合的に取り組む。

《主な事業》

1 介護人材就業促進対策

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行う。

（1）介護人材就業促進事業

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施する市町村、事業者等を支援する。

【対象者】(a)養成施設、社会福祉協議会等の県が適当と認めた法人、団体、(b)市町村

【基準額・補助率】 (a)1,000千円・10/10、(b)1,000千円・3/4

（2）就業促進のための研修支援事業

介護業界への就業を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が質の高い介護サービス提供の担い手となるよう、生活援助従事者研修、初任者研修、実務者研修、介護福祉士受験対策講座等、参入促進のための研修等に要する経費に対し助成する市町村を支援する。また、市町村が上記研修等を実施した場合（委託を含む）に係る経費に対しても補助する。

【対象者】 (a)市町村、(b)介護業務への就業を目指す50歳以上の者

【対象研修】 (a)次の①～⑤研修受講費用等、(b)①、③の研修受講費用

①介護職員初任者研修

②介護福祉士資格取得に係る実務者研修

③生活援助従事者研修

④その他の参入促進に資すると県が認めた研修

⑤市町村が上記①～④を実施した場合（委託を含む）に係る経費（①～⑤のいずれも、他制度で支援を受けている場合を除く）

【基準額・補助率】

(a)上記①～③：1名当たり受講料①50千円、②100千円、③25千円（①～③の金額又は実費の半額のいずれか低い金額）、上記④：（受講料の半額×人数）、上記⑤：1市町村当たり3,000千円、補助率：いずれも3/4

(b)1名当たり受講料①50千円、③25千円、補助率10/10

※ 本事業は県から市町村へ補助、市町村から個人への補助となっており、市町村が事業を実施している場合に、補助対象となる。（詳細については、各市へ問い合わせ願います。）

【令和元年度実施市町村】

館山市、船橋市、千葉市、君津市、栄町、柏市、流山市、八千代市、市川市、野田市、四街道市、白井市、木更津市

(3) 潜在有資格者等再就業促進事業

介護福祉士等の福祉・介護への再就業が進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修、マッチング段階における職場体験、及び所在情報の把握等を実施する市町村、事業者等を支援する。

【対象者】(a)養成施設、社会福祉協議会等の県が適当と認めた法人、団体、(b)市町村

【基準額・補助率】 (a)1,000千円・10/10、(b)1,000千円・3/4

(4) 介護人材マッチング機能強化事業（合同面接会の実施）

地域ごとに合同面接会等を実施する市町村、事業者等を支援する。

【対象者】(a)養成施設、社会福祉協議会等の県が適当と認めた法人、団体、(b)市町村

【基準額・補助率】 (a)1,000千円・10/10、(b)1,000千円・3/4

(5) 介護人材キャリアアップ研修支援事業

介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップ等を促進するための研修等を実施する市町村、事業者等を支援する。

※自施設等の職員のみを対象とした研修は除く。

【対象者】(a)養成施設、社会福祉協議会等の県が適当と認めた法人、団体、(b)市町村

【基準額・補助率】 (a)1,000千円・10/10、(b)1,000千円（喀痰吸引等研修以外[※]）・3/4

※ 喀痰吸引等研修（1，2号）受講費用1名あたり70千円

(6) 介護福祉士試験実務者研修に係る代替職員の確保事業

介護従事者が介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修を受講する際、事業者に対し従事者の代替職員を確保するための費用を支援する。

【対象者】 社会福祉施設等の県が適当と認めた法人、団体

【基準額・補助率】 1人あたり日額13千円×10日・10/10

(7) 介護事業所内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費を助成する市町村を支援する。なお子ども・子育て支援法第59条の2の規定に基づく企業主導型保育事業費補助金の支給を受けた介護施設・事業所は対象外とする。

【対象者】 市町村

【基準額・補助率】 補助基準額＝（ア－イ）×2/3、補助率3/4

ア 保育士1人あたりの給与総額（180,800円×運営月数。ただし、24時間保育を行っている保育施設にあつては23,410円×運営日数を加算する）

イ 保育料収入額（アの運営月数（日数）における保育料収入の総額）

※本事業は県から市町村へ補助、市町村から事業者への補助となっており、市町村が事業を実施している場合に、補助対象となる。(詳細については、各市へ問い合わせ願います。)

【令和元年度実施市町村】松戸市、船橋市、君津市

(8) 喀痰吸引等登録研修機関整備事業

喀痰吸引等登録研修機関の増加を図るため、登録機関となるために必要な器具等の整備費用を助成する。

【対象者】「社会福祉士及び介護福祉士法」附則第6条の規定及び「千葉県喀痰吸引等研修登録要綱」に基づき、新たに登録研修機関として千葉県に登録の申請をしようとする者。ただし、千葉県における初回の登録に限る。

【補助限度額・補助率】4,000千円・1/2

(9) 喀痰吸引等研修受講費用助成事業

医療的ケア等の専門的技術や知識を修得するため、喀痰吸引研修(1,2号)に要する経費に対し助成する市町村を支援する。

【対象者・補助率】市町村・3/4

【基準額】1名当たり受講料 70千円又は実費の半額

※本事業は県から市町村へ補助、市町村から事業所等への補助となっており、市町村が事業を実施している場合に、補助対象となる。

【令和元年度実施市町村】該当なし(令和元年7月22日現在)

〈上記事業に係る申請書及び問い合わせ先について〉

・ホームページ掲載アドレス：申請書様式等こちらから、ダウンロード可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/boshuu/2019/zinzai.html>

・問い合わせ先：千葉県健康福祉部健康福祉指導課福祉人材確保対策室

電話：043-223-2606

2 介護の未来案内人事業

県内の介護施設に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、県内の高等学校等への派遣やSNSの活用などを通じて、介護職の魅力を発信する。

3 介護に関する入門的研修【新規】

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護未経験者を対象に、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ入門的研修を実施する。また、研修修了者に対し、職場体験の実施や介護事業所とのマッチングまでの支援を行う。

4 外国人介護職就業促進事業【新規】

県内介護施設への外国人介護福祉士等の就業を促進するための取組を実施する。

(1) 千葉県留学生受入プログラム

留学生と介護施設とのマッチング等を行い、留学から県内介護施設での就労までを一体的に支援する。

また、日本への留学前及び留学後の日本語学校で学ぶ際の学費や、介護福祉士養成施設に在籍する間も含めた留学期間中の居住費に対して、県内介護施設が費用負担をした場合の経費の一部を助成する。

(2) 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業

介護現場で働く外国人の方、介護職を目指す外国人の方や外国人を雇用する介護事業所の方を対象に、相談を受け付ける（英語、ベトナム語対応）。

その他、メンタルヘルスに関するセミナー、外国人介護職員等の交流会、受入を検討している事業者向けの意見交換会などを行う予定である。

(3) 外国人技能実習生への日本語学習支援

介護施設が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る費用について助成する。

(4) 外国人受け入れ施設等の中堅管理者向け労務研修

パワハラ等での離職を防ぐため、施設職員を対象とした研修を実施する。

5 千葉県福祉人材センターへの委託事業等

(1) 職場体験事業

他分野からの離職者等が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るために、職場体験を行う機会を提供し、就労意欲を喚起させる。

(2) 介護人材マッチング機能強化事業

福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、事業所等における求人ニーズの把握や就職相談、就職説明会等を行う。

(3) メンタルヘルスサポート事業

福祉人材センターに人材定着アドバイザー（産業カウンセラー等の有資格者）を配置し、就労間もない介護職員等に対し巡回相談を行うとともに、事業者に介護職員定着のためのアドバイスをを行う。

(4) 期待しています！シニア人材事業

シニアの方に介護の仕事に就業してもらうことを目的に、福祉人材センターを窓口とし、50歳以上の方を対象として、職場体験の実施、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修受講料補助の実施、介護事業所とのマッチング支援等を行うことにより、シニア世代の就職支援を実施する。

(5) 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付制度について

厚生労働大臣及び千葉県知事が指定した養成施設に入学し、卒業後、千葉県内の福祉施設等において介護福祉士または社会福祉士として業務に従事しようとする方を対象に学費等を貸し付ける。要件を満たした場合、貸付額が全額免除となる。

(6) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度について

実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方を対象に実務者研修の受講料を貸し付ける。要件を満たした場合、貸付額が全額免除となる。

【問い合わせ先】千葉県福祉人材センター

電話：043-222-1294